



# 島根県報

平成25年10月8日（火）

第2,536号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
保安林予定森林	(森林整備課)	2
保安林の指定施業要件の変更予定	( " )	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中小企業課)	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	( " )	5

### 【公 告】

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の取消し	(環境生活総務課)	6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6

### 【特定調達公告】

テクノアークしまねネットワークシステムの調達に係る一般競争入札の実施	(産業振興課)	6
島根県立中央病院における3.0テスラ磁気共鳴断層撮像装置システム調達及びメンテナンス業務に係る総合評価一般競争入札の落札者等	(病院局)	8

## 告 示

### 島根県告示第668号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年10月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 野田久	福祉用具貸与	福祉用具ショップ のだ きゅう	邑智郡邑南町山田75-1	平成25年10月1日
	介護予防福祉用具貸与			
有限会社 野田久	特定福祉用具販売	福祉用具ショップ のだ きゅう	邑智郡邑南町山田75-1	平成25年10月1日
	特定介護予防福祉用具販売			

### 島根県告示第669号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年10月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安来市広瀬町宇波797-1、2147-3
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第670号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年10月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
安来市広瀬町梶福留1957から1959まで

## 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第671号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年10月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパーク浜田 浜田市相生町1391番地8

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田弘 島根県浜田市朝日町91番地13

## (3) 変更した事項

ア 当該大規模小売店舗における小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

## [1F]

(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2-22	山西 泰明
(株) ウェーブ	島根県浜田市殿町83-217	守田 政義
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹
(株) はせがわ	島根県浜田市殿町29-2	長谷川 正夫
共同青果(株)	島根県浜田市下府町327-80	長谷川 邦博
くいしん坊	島根県浜田市西村町333-1	大浴 三郎
きらくやCHOCOTTO	島根県浜田市長沢町172-6	赤松 政豊

## [2F]

(株) 赤松屋	島根県浜田市新町30-1	赤松 政豊
(株) かみのや (K'sselect)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) ダイトウヤ	島根県浜田市下府町321-7	足立 幸子
メンズプラザ スワキ	島根県浜田市田町1584	洲脇 之徳
(株) アニー	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美
(株) かみのや (Eureka)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦

(株)かみのや (kaminoya)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
[3F]		
(株)大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 博文
宝珠堂	島根県江津市波子町イ968	山藤 二郎
(変更後)		
[1F]		
(株)イズミ	広島県広島市南区京橋町2-22	山西 泰明
(株)アクシス島根支店	島根県浜田市殿町83-217	新田 登信
(有)錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹
(株)はせがわ	島根県浜田市殿町29-2	長谷川 正夫
共同青果(株)	島根県浜田市下府町327-80	長谷川 等
くいしん坊	島根県浜田市西村町333-1	大浴 三郎
きらくやCHOCOTTO	島根県浜田市長沢町172-6	赤松 政豊
[2F]		
(株)赤松屋	島根県浜田市新町30-1	赤松 政豊
(株)かみのや (K'sselect)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株)ダイトウヤ	島根県浜田市下府町321-7	足立 幸子
メンズプラザ スワキ	島根県浜田市田町1584	洲脇 之徳
(株)アニー	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美
(株)かみのや (Eureka)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株)かみのや (kaminoya)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
[3F]		
(株)大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 博文
宝珠堂	島根県江津市波子町イ968	山藤 二郎

## (4) 変更の年月日

平成20年3月17日：共同青果株式会社の代表者の変更

平成24年9月30日：株式会社ウェーブの合併による名称変更及び代表者の変更

## 2 届出年月日

平成25年9月25日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課（浜田市殿町1番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第672号

平成25年島根県告示第523号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成25年10月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）万代書店新松江店 松江市学園1-8-21外

### 2 意見の概要

#### (1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

- ア 川津地区自治会連合会及び周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。
- イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等について、環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。
- ウ 早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に配慮し、苦情等があった場合は事業者の責任において速やかに対処すること。
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正な処理を行うこと。  
また、周辺にごみが散乱しないよう環境美化に努めること。
- オ 屋外広告物について、1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計面積が10平方メートルを超える場合は許可申請を行うこと。
- カ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合（※変更する面積が10平方メートルを超える場合）は、景観法第16条第1項第1号に基づく届出を着手の30日以上前までに行うこと。  
なお、景観形成基準等について、事前に市景観政策室へ確認・協議すること。
- キ 届出のあった敷地は第2種住居地域内にあり、建築基準法第48条第6項の規定のうち「原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの」は建築してはならない建築物となっている。このたび、主として販売する物品の種類はリサイクル品だが、このリサイクル品の修理及び加工など原動機を使用して行う場合、これに係る作業場が工場に該当する場合があるため、計画においては留意すること。
- ク 建築基準法第6条による建築確認申請が必要な場合は手続きを行うこと。
- ケ 近隣に小学校・中学校があり、通学路にも近いことから、児童・生徒の健全育成の推進に協力すること。

#### (2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

### 3 縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

### 4 縦覧期間

告示の日から1月間

**公**

**告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第67条第3項において準用する同条第1項第4号の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定を取り消したので、同条第4項において準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 仮認定を取り消した仮認定特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人斐伊川流域環境ネットワーク
- 2 代表者の氏名  
小谷 武
- 3 主たる事務所の所在地  
島根県松江市春日町22番地1
- 4 仮認定の有効期間  
平成25年1月30日から同年8月30日まで

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域  
隠岐郡隠岐の島町栄町939番2、957番3  
面積 3,239.6平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
隠岐郡隠岐の島町城北町151番  
隠岐農業協同組合  
代表理事組合長 萩尾 秋光

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年10月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量  
テクノアークしまねネットワークシステム 一式
  - (2) 調達する物品等の仕様書等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成26年3月28日
  - (4) 納入場所

島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね

#### (5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」中、中分類「(5) 電気通信機器」に登録されている者であること。
- (4) 島根県が実施する建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 島根県松江市内に本社、支社、支店、営業所等の保守拠点を有すること。
- (6) (1)から(5)までの全てを満たす者であって、平成25年11月11日（月）午後5時15分までに応札仕様書を3の(1)へ提出し（郵送可）、入札開始までに参加の承認を得たものであること。

#### 3 入札書の提出場所等

##### (1) 入札説明書の交付場所、問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
島根県商工労働部産業振興課総務企画グループ  
電話0852-22-6221 F A X0852-22-6080

##### (2) 入札説明書の交付期間

平成25年10月8日（火）から同年11月5日（火）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号、FAX番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

##### (3) 入札説明会

実施しない。

##### (4) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成25年11月20日（水）午後2時から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁 会議棟2階第4会議室

郵送にて入札書を提出する場合は、書留又はそれに準ずる信書便にて同日正午までに必着とする。その場合、入札説明書と一緒に交付する「入札書に関する注意事項」記載の要領で入札書を封筒に入れ封印し、外封筒に『平成25年11月20日開札「テクノアークしまねネットワークシステム」入札書在中』の旨を朱書きし、(1)へ送付すること。

#### 4 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

#### 5 入札保証金

本入札において入札書に記載する金額に当該金額の100分の5を加算した金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は、免除する。

## 6 契約保証金

落札者となった場合、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## 7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## 8 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## 9 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## 10 契約書の作成の要否

要する。

## 11 その他

詳細は、入札説明書による。

## 12 Summary

(1) Name and quantity of products required : " Network system of 'Techno-Arc SHIMANE' " 1 set

(2) Date and time of tender : 2 : 00 p.m. 20 November 2013

(Deadline for submission of tender documents by registered mail : Noon of 20 November 2013)

(3) Division in charge : Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government

1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken. 690-8501 JAPAN

Tel : 0852-22-6221 Fax : 0852-22-6080

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年10月8日

島根県病院事業管理者 中川正久

## 1 件名

3.0テスラ磁気共鳴断層撮像装置システム調達及びメンテナンス業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

## 3 契約の相手方を決定した日

平成25年9月25日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

小西医療器株式会社出雲営業所 所長 平野 享 島根県出雲市塩冶有原町五丁目59番地

## 5 落札金額

(1) 調達 273,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) メンテナンス 92,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）



6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成25年9月6日